

民法改正に伴う消滅時効の見直しについて

民法の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）

社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設等を行うもの。消滅時効については、

- ① 民法における職業別の短期消滅時効（1年の消滅時効とされる「月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権」も含む）を廃止し、
- ② 一般債権については、
 - i) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき
 - ii) 権利を行使することができる時から10年間行使しないときに時効によって消滅することと整理。

※ 施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日。



民法の消滅時効の規定が整理されることに伴い、当該規定の特例である労働基準法115条の賃金債権等に係る消滅時効についても、その在り方の検討を行う必要がある。

※ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）
（時効）

第115条 この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は二年間、この法律の規定による退職手当の請求権は五年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

民法の一部を改正する法律案要綱 (関係箇所のみ抜粋)

第七 消滅時効

一 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅するものとする。 (第百六十六条第一項関係)

- 1 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 2 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

二 (略)

三 職業別の短期消滅時効等の廃止

民法第七十条から第七十四条までを削除するものとする。

四 (略)

五 (略)

六 時効の完成猶予及び更新

1 裁判上の請求等

(一) 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する (確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する) までの間は、時効は、完成しないものとする。 (第百四十七条第一項関係)

(1) 裁判上の請求

(2) 支払督促

(3) 民事訴訟法 (平成八年法律第九号) 第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法 (昭和二十六年法律第二百二十二号) 若しくは家事事件手続法 (平成二十三年法律第五十二号) による調停

(4) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

(二) (一)の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、(一)の(1)から(4)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始めるものとする。 (第百四十七条第二項関係)

2～8 (略)

七 (略)

民法（明治29年法律第89号）（抄）

（債権等の消滅時効）

第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

（定期給付債権の短期消滅時効）

第169条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

（3年の短期消滅時効）

第170条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第171条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に關して受け取った書類について、その責任を免れる。

（2年の短期消滅時効）

第172条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第173条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

（1年の短期消滅時効）

第174条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権